

長 寿－ 3 5 4 － 2
令和 7 年 5 月 2 1 日

訪問介護事業所 御中

秋田県健康福祉部長寿社会課長
(公印省略)

中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件の
弾力化に関する秋田県の取扱いについて

平素から介護保険制度の円滑な実施に特段の御配慮と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について先般、厚生労働省老健局より通知がありましたので、取扱いについて遺漏のないようお願いします。

なお、当県が指定している訪問介護事業所の取扱いについては、前年度の平均延訪問回数が 6 0 0 回以下の事業所を対象とします。

指定権者が市町村となっている訪問介護事業所の取扱いについては、各指定権者へお問い合わせください。

秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険チーム T E L : 018-860-1363 F A X : 018-860-3867
--